

令和3年6月22日
事務連絡

各都道府県衛生主管部局 御中

厚生労働省健康局健康課

被接種者又は保護者からの定期の予防接種後に発生した
健康被害に関する報告におけるFAX取扱の廃止等について

予防接種行政の推進につきましては、平素より多大な御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、定期の予防接種等による副反応疑いの報告等につきましては、「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」（平成25年3月30日付け健発0330第3号・薬食発0330第1号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知。以下「通知」という。）により実施され、別紙様式3により提出される保護者等からの予防接種後に発生した症状に関する報告は、FAXによることとしているところです。今般、内閣官房行政改革推進本部事務局より、FAXを利用した業務・手続きがテレワークの推進の阻害要因の一つとなっているため、FAXの利用を廃止して電子メール等への切り替えを行うよう依頼があったことから、当該報告については今後下記のとおり取り扱うこととするので、ご了知いただくとともに、貴管内市町村及び関係機関等に周知いただきますようお願いいたします。

記

通知の記1（9）に定める報告について、FAXによる取扱を廃止し、電子メールによる報告に切り替えること。

その際、送付先のメールアドレスは以下のとおりであること。

yoboseshu@mhlw.go.jp